

## 電子証明書再発行申請

電子証明書の証明期間中に、会社について変更の登記がされ、当該証明書が失効した場合でも、以下に該当する場合は、残りの証明期間について変更後の登記事項を証明事項とする電子証明書の再発行ができる場合があります（手数料不要）。

### 《再発行の申請ができる変更の登記の内容》

- 商号の変更                      ○本店の移転
- 同一の代表者（同一人）の退任（辞任），就任
- 同一の代表者（同一人）の氏または名の変更  
など（その他、こちらの[一覧表](#)のとおり）

### 《再発行の申請ができない変更の登記等の内容》

- ×代表者が別の人に交代
- ×代表者について代表権の範囲に制限が生じた場合
- ×再発行の申請時に印鑑を登記所に提出していない場合  
など

### 《再発行の手続》

#### ①「電子証明書再発行申請書」を作成する（様式は[こちら](#)のとおり）。

なお、下記の **A** 又は **B** に該当する場合は、それぞれの注意事項を御確認ください。

- A** 失効した以前の電子証明書の「シリアル番号」が分からない場合
- ・「電子認証ソフト」の「その他の機能」の「電子証明書表示」を参照する。それでも分からない場合は、シリアル番号亡失の「上申書」を一緒に提出する。→上申書の作成例は[こちら](#)のとおり

- B** 失効した以前の電子証明書の「鍵ペアファイル」及び「鍵ペアファイルパスワード」を紛失または亡失している場合
- ・「商業登記電子認証ソフト」で新規に発行する場合と同様に「SHINSEI」ファイルと「鍵ペアファイル」を作成し、「SHINSEI」ファイルをUSBまたはCD・DVDに保存する。

#### ②「再発行申請書」を[本店を管轄する法務局](#)に郵送または持参する。

\*変更登記が完了してから申請できます（申請前・申請中は不可）。

・次のものを一緒に送付または持参する。

**A** の場合⇒ 上申書

**B** の場合⇒「SHINSEI」ファイルを保存したUSBまたはCD・DVD

※郵送申請の際は、返信用封筒も送付していただく必要があります。

※窓口申請の場合、通常の新規発行より時間がかかるためお預かりさせていただく場合があります。

#### ③新しいシリアル番号が記載された「発行確認票」を受領する（郵送または窓口）。

・失効した以前のシリアル番号とは違う新しいシリアル番号が発行されます。

#### ③再発行された「電子証明書」を取得する。

・会社のPCの「商業登記電子認証ソフト」で新しいシリアル番号と以前申請時に用いた鍵ペアファイル（**B** で新規に鍵ペアファイルを作成した場合はそのファイル）を使い、改めて「電子証明書」をダウンロードする。

※ 会社で使用されていた電子証明書が有効になるわけではありません。改めて電子証明書のダウンロードが必要となります。